

8. 介護サービス情報公表制度の活用等について

(1) 地域包括支援センター及び生活支援等サービスの公表について

ア 介護サービス情報公表制度の今後の方向性

介護サービス情報公表制度（以下、「情報公表制度」という。）については、「介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書（平成26年3月）（※）」の中で、

- ・ 現在の制度は、介護サービスのみの公表となっているが、今後は地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動が必要であること
- ・ 情報公表制度（システム）の利活用を促進すべきであること

などの方向性が示されている。（別紙資料1参照）

（※） 報告書は、以下HP参照。

<http://www.espa-jyohokohyoshienjigyo.org/research/index.html>

イ 昨年度の介護保険法等の改正内容

昨年度の介護保険法等の改正では、市町村を中心とした地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域で暮らす住民が地域にある社会資源（日常生活に係る相談窓口や困りごとに対する生活支援等サービスなど）を把握し、活用することができるよう、市町村は地域包括支援センターと生活支援等サービスの情報を公表するよう努めなければならないとされた。

（地域包括支援センターに関する情報の公表）

【介護保険法第115条の46第10項】

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

【介護保険法施行規則第140条の66の3】

法第115条の46第10項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

一 名称及び所在地

二 法第115条の47第1項の委託を受けた者である場合はその名称

三 営業日及び営業時間

四 担当する区域

五 職員の職種及び員数

六 事業の内容及び活動実績

七 その他市町村が必要と認める事項

(生活支援等に関する情報の公表)

【老人福祉法第12条の3】

市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

※生活支援等…心身の状況の把握その他の65歳以上の者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。

【老人福祉法施行規則第1条の8の2】

法第12条の3に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が適当と認める情報とする。

ウ 介護サービス情報公表システムの活用について

- 地域包括支援センター及び介護保険外サービスも含めた生活支援等サービスの情報を市町村が公表するに際しては、介護サービス情報公表システムを改修の上、平成27年10月から市町村が直接当該システムを使用して公表することを可能としたところである。(別紙資料2参照)
- しかしながら、平成27年12月現在、地域包括支援センターの情報を公表している市町村は85市町村、生活支援等サービスの情報を公表している市町村は11市町村という状況であることから、市町村においては、介護保険法等の改正の趣旨を踏まえ、介護サービス情報公表システムを活用して地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表に努めていただきたい。
- 「生活支援等サービス」については、介護保険外サービスだけでなく、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられるサービス(多様化されたものを含む)についても、「生活支援等サービス」の中で市町村において公表できる枠組みとしていることから、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を推進する意味でも積極的に公表に努めていただきたい。
- また、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報の公表については、市町村担当者による公表を基本としつつ、具体的な入力等の作業について地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)も行うことができる枠組みとしている。
- 平成27年10月から介護サービス情報公表システムでは、登録された地域包括支援センター及び生活支援等サービスを地図上に分かりやすく表示させることが可能であることから、例えばケアマネジャーにおいても当該システムを活用

することにより地域の介護保険外のサービスも含めた情報を把握し、ケアプランを作成するといったことも考えられることから、積極的に情報を公表するようにしていただきたい。

(2) 働く家族等も含めた相談体制の充実・情報提供について

- 地域包括支援センターは、介護サービスの利用に係る相談も含め、高齢者、住民の各種相談を本人、家族等から幅広く受け付け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことから、介護離職ゼロに資する地域の相談窓口であると考えている。
- このため、介護サービス情報公表システムでは、地域包括支援センターの所在地や営業日だけでなく、事業内容や地域包括支援センターの特色まで公表できる仕組みとしており、高齢者や働く家族等がお住まいの地域の地域包括支援センターの情報を入手することが可能である。
- 各市町村におかれては、介護サービス情報公表システムを活用し、地域包括支援センターの情報を公表するよう努めていただき、地域の相談窓口としての地域包括支援センターが活用できるように情報の充実に努めていただきたい。
- また、介護をしながら働く家族から介護保険制度の仕組みや具体的な利用方法について充分な情報が得られないという声や土日祝日において介護に関する相談がしやすい体制づくりを求める声もあることから、例えば月1回、市町村の窓口や地域包括支援センターが交代制で土日祝日の開所を行うなど、地域における働く家族に対する相談体制や制度等の周知・広報の充実についても検討していただきたい。各市町村等に対する依頼は、別途改めて、通知等で各市町村に行う予定である。
- なお、介護保険制度や介護休業制度等の内容を盛り込んだ家族向けパンフレットの作成や「介護離職ゼロ」に向けた介護保険制度及び介護休業制度等の周知を図るべく、厚生労働省ホームページ上の関連情報にアクセスしやすくするよう見直しを行う予定である。

介護サービス情報の公表制度の現状把握及び今後の利活用方策に関する検討会報告書 概要

○ 本検討会の目的

介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目指とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報を一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき



方 向 性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき



方 向 性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色的充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき



方 向 性

- 継続的な普及・啓発の推進
 - ・サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 - ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 - ・地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・情報の見せ方・可視化の工夫
(情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等)

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進

介護サービス情報公表制度・システム見直しの全体像(平成27年度～)

- 地域包括ケアシステム構築へ向けて、現在公表されている介護サービス事業所に加え、**地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報**について、本公表制度を活用し、一体的に情報発信を行う。
- 介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進する観点から、**従業者に関する情報公表の仕組み**について、事業所が円滑に公表できるよう見直す。
- 介護報酬改定の内容を反映させると併に、通所介護等における**法定外の宿泊サービスの情報**を追加。
※全国の介護サービス事業所の情報が、**スマートフォンで簡易に閲覧**出来るよう専用アプリを開発



新たな情報発信

<市町村が公表>

(平成27年10月～)

- ・地域包括支援センター
- ・生活支援等サービス

※名称、所在地、連絡先、利用時間、事業・サービスの内容 等のサービスの利用に係る基本的な内容を発信

介護サービスの情報に追加

<都道府県が公表>

(平成27年7月～)【報酬改定対応も同時期に実施】

従業者に関する情報

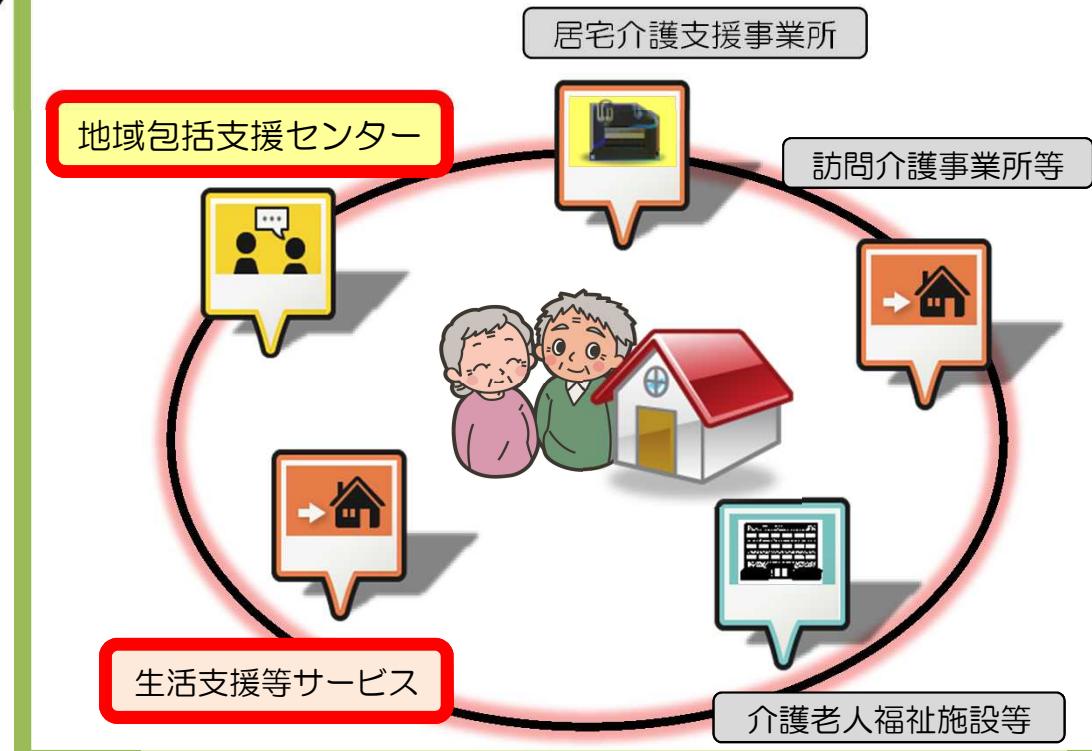
※従業者の資質向上に向けた取組(各種研修、キャリア段位制度の取組等)、雇用管理の取組を円滑に公表できる仕組みへ

通所介護等の宿泊サービス情報

※基本情報に、法定外で行っている宿泊サービスの届け出情報を追加

<閲覧イメージ>

現在公表されている介護サービスに加え、地域包括支援センターや生活支援等サービスを一体的に検索。住まいを中心として、高齢者の日常生活に必要な各種サービスが地図上で見える化。



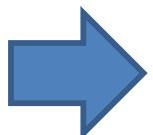
地域包括支援センター及び生活支援等サービスに関する情報（平成27年10月～）

介護保険法等の改正に伴い、地域で暮らす高齢者の日常生活に必要な

○地域包括支援センター（高齢者の総合相談から、必要な支援につなげる機関）

○生活支援等サービス（見守り・安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）

の情報について、市町村は公表するよう努めることとされた。



当該市町村の取組を支援する観点から、市町村がこれらの情報を公表するに当たっては、現在、全国の介護サービス事業所の情報が公表されている「情報公表システム」を活用できるようにすることで、国民（地域住民）が、高齢者の日常生活に必要となる、介護サービス情報に加え、地域包括支援センター及び生活支援等サービスの情報も一体的に閲覧が可能となる。

【根拠条文：介護保険法】

（地域包括支援センター）

介護保険法第115条の46

市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

（生活支援等サービス）

老人福祉法第12条の3

市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた当該生活支援等を行う者が行う生活支援等の内容に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報について、公表を行うよう努めなければならない。

①「地域包括支援センター」の公表内容

- 公表する内容は、地域包括支援センターを利用する際の基礎的な情報及び活動実績とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができる。
- 情報に変更がない場合は更新は不要とする。

公表項目

- 1 センターの名称、所在地、電話番号（必須項目）
- 2 運営主体（市町村直営又は受託法人の場合は法人名）
- 3 業務日、業務時間、休日の体制
- 4 担当区域及びその区域の高齢者人口
- 5 職員体制（専門 3 職種及びその他の職員の配置状況）
- 6 事業内容
- 7 活動実績（相談件数、地域ケア会議開催件数、その他の活動）
- 8 その他（市町村が設定（センターの特色等））

【根拠条文】

（法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の六十六の二 法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるときは、概ね一年以内ごとに一回、市町村が適当と認めるときとする。

（地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容）

第百四十条の六十六の三 法第百十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 名称及び所在地
- 二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその名称
- 三 営業日及び営業時間
- 四 担当する区域
- 五 職員の職種及び員数
- 六 事業の内容及び活動実績
- 七 その他市町村が必要と認める事項

②「生活支援等サービス」の公表内容

○公表する内容は、生活支援等サービスを利用する上で、基礎的な情報とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができる仕組み。

※新しい総合事業の訪問型、通所型サービス等についても、この中で公表。（「総合事業」によるサービスであることが分かるようにチェック欄を設けている。）

○生活支援等サービスの提供を行う事業者から情報の提供を受け、市町村又は生活支援コーディネーターの判断で公表は隨時行う。

対象サービス	公表項目
見守り・安否確認	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア
配食（+見守り）	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容（メニュー、付加サービス等）、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
家事援助	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
交流の場・通いの場	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
介護者支援	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、開催日及び時間、料金体系、対象エリア
外出支援	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
多機能型拠点	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
その他市町村が適当と認めるサービス	市町村が適当と認める情報

※「その他市町村が適当と認めるサービス」において、コンビニなどによる健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点の情報を公表することを可能とする。（日本再興戦略（平成26年6月24日閣議決定）において、当該拠点の情報を提供する仕組みを構築することが位置づけられている）

【参考条文】

（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報）

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報とする。

(参考)「生活支援等サービス」の説明

対象サービス	説明
見守り・安否確認	地域の自治会や町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共にを行うサービスです。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれております。
配食（+見守り）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービスです。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活で必要な家事を支援するサービスです。
交流の場・通いの場	住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービスです。
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービスです。
外出支援	通院や買い物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービスです。
多機能型拠点	スーパー・コンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービスです。
その他市町村が適当と認めるサービス	上記には該当しないサービスです。

※情報公表システムの付加的な活用

- 平成27年度から地域支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、マップ又はリストを作成し、地域の医療・介護資源の把握を行う取組が開始されている。
- 取組に当たっては、必ずしも市町村が独自にシステム等を構築しなくても、情報公表システムを活用できるように工夫することで、その取組を推進していく。
地域の住民に対しては、介護サービス、生活支援等サービスとともに、在宅医療に係る地域資源を一體的に情報発信することが可能となる。

(地域の医療・介護の資源の把握)

- ◆地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆結果を関係者間で共有



(項目例)

公表対象	公表項目（例）
訪問診療	名称、所在地、電話番号、診療時間、休診日、診療科目、往診(緊急時の訪問)対応の有無等、訪問可能なエリア、その他
歯科訪問診療	名称、所在地、電話番号、診療時間、休診日、診療科目、訪問可能なエリア、その他
訪問薬剤管理指導	名称、所在地、電話番号、営業時間、休診日、訪問可能なエリア、その他